

令和 8 年 9 月 1 7 日

令和 8 年度 台風等異常気象時における児童の登下校について

東浦町立緒川小学校

台風等異常気象時における対応について、下記のように定めます。

記

1 登校前に暴風警報、暴風雪警報が発令されている場合

解除された時刻	
6 : 3 0 以前	・ 平常どおりの授業（給食は実施）
6 : 3 0 以降	・ 休校

2 登校前に特別警報、危険警報が発令されている場合

<u>解除されるまで登校しない。生命及び安全の確保を最優先する。</u> <u>特別警報（警戒レベル 5 相当…すでに災害が発生・切迫している状況）</u> <u>危険警報（警戒レベル 4 相当…危険な場所からの避難が必要な状況）</u> <u>「特別警報」「危険警報」が解除されても「暴風警報」「暴風雪警報」が継続中であ</u> <u>れば上記 1 に準じて休校とする。</u>
--

3 登校後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報、危険警報が発令された場合

発令された時刻	児 童 の 動 き	備 考
8 : 3 0 まで (始業時刻前)	・ すでに登校した児童（生徒）を、通 学路等の安全確認後に下校させる。	・ 発令された時刻にかかわ らず、通学路の状況や気 象状況により帰宅が困難 な場合は、校内で児童生 徒の安全を確保します。 ・ 十分な安全が確認できな い場合は、保護者の方の お迎えをお願いすること もあります。
8 : 3 0 ~ 1 3 : 0 0	・ 授業を中止し、通学路等の安全を確認 後、集団下校をさせる。 ・ 発令時刻により、給食を食べずに下校 させることもある。	
1 3 : 0 0 以降	・ 授業を中止し、通学路等の安全を確認 後、集団下校をさせる。	

3 その他

- (1) 台風の接近があらかじめ予想される場合は、前日までに給食の中止を決
定する場合があります。その際は、弁当を準備してください。また、その
他気象状況に応じて給食を中止する場合があります。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、特別警報、危険警報が発令されていなくても、
通学路の冠水、河川の増水等により登校が困難な場合は、保護者判断で自
宅待機とし、学校へ連絡してください。
- (3) その他緊急の事態が起こった場合は、totoru 等を使って学校から連絡を
します。